

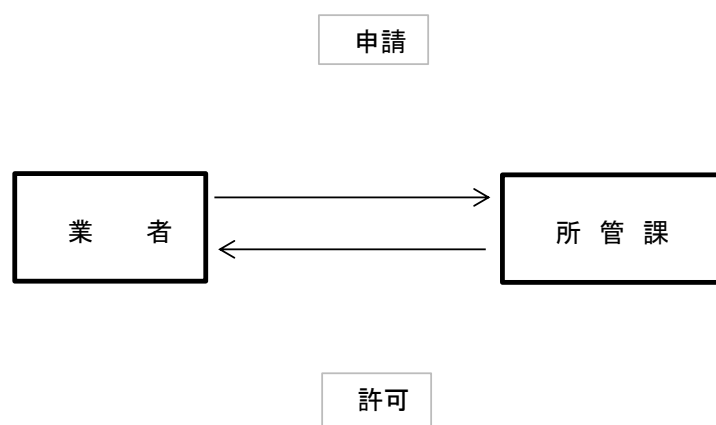
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 24

処 分 名	産業廃棄物処分業の許可	
処 分 の 概 要	産業廃棄物処分業を行うことを許可する。	
根 拠 法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	
条 項	第14条第6項	
所 管 課	廃棄物対策課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	2ヶ月	
標準処理期間	計	2ヶ月
判断基準	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第10項の内容に適合していること。</p> <p>【根拠法令等】          廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>第14条第6項 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。・・・。</p> <p>第14条第10項 都道府県知事は、第6項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。          1 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。          2 申請者が第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則</p> <p>第10条の5 法第14条第10項第1号(・・・)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。          1 処分(・・・)を業として行う場合            イ 施設に係る基準              (1) 汚泥(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)の処分を業として行う場合には、当該汚泥の処分に適する脱水施設、乾燥施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。              (2) 廃油(・・・)の処分を業として行う場合には、当該廃油の処分に適する油水分離施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。              (3) 廃酸又は廃アルカリ(・・・)の処分を業として行う場合には、当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する中和施設その他の処理施設を有すること。              (4) 廃プラスチック類(・・・)の処分を業として行う場合には、当該廃プラスチック類の処分に適する破碎施設、切断施設、熔融施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。              ・・・。              (7) 保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設であること。            ロ 申請者の能力に係る基準              (1) 産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。              (2) 産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。              ・・・。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。